

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

埼玉県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程（昭和三十九年埼玉県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「午前十一時三十分」を「正午」に、「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。